

社会福祉協議会だより

Photo:市民ワークショップ



特集

地域福祉計画

発行：社会福祉法人 小都市社会福祉協議会 共同募金会小都市支会 小都市二森1167-1 総合保健福祉センターあすてらす内
TEL 73-1120 FAX 72-5694 ホームページ <http://shakyo.ogori.org>

地域福祉計画／特集

小都市地域福祉計画をつくるための 市民ワークショップ

社会福祉法

(昭和26年3月29日法律第45号)

社会福祉について規定している日本の法律である。旧法名は社会福祉事業法で、平成12年法律第111号にて法名を改正。

第一章 総則

(目的)

第一条

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

第十章 地域福祉の推進

第一節 地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

第一百七条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



「地域福祉」とは何なのかを理解する必要
行政法律の中に地域福祉法という法律が出来、この法律の第1条に「地域における社会福祉」として法的に初めて位置づけられました。

「住民参加」が重要
市民の方が「ワークショップ」に参加し意見を取り込む必要があります。

「ワークショップ」とは、作業委員会のことであり、自分達の意見を出ししながら「参加」するものです。

「参加」と「参画」は意味が異なり、意見を出し合い、いい物を作り上げていくのが参画です。

地域福祉計画の作成は

第4条に「地域福祉を推進する者」として地域住民や社会福祉を目的とする事業を経営する者となります。

「社会福祉に関する活動を行う者」とは、ボランティア、NPO法人、地域住民が組織し活動をする人たちなどを指し、第107条には「市町村地域福祉計画」を策定するときは、住民・社会福祉を目的とする事業を経営する者、その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努める」とあります。

これは、義務でなく任意であります。ですが、市民が参画しながら地域の問題を共に考え、自分達の街をこうしたいという想いを共通認識することがとても重要です。

「小都市地域福祉計画」をつくるための市民ワークショップ《第1回》

【講演】

テーマ「地域福祉と市民の役割」

講師：久留米大学文学部客員教授

小都市地域福祉計画策定委員

松尾 誠治郎 氏

平成26年1月18日 あすてらす

地域福祉計画の作成にあたり
「地域福祉」とは何なのかを理解
する必要

行政法律の中に地域福祉法という法律は長い歴史の中に出て来ませんでした。

平成12年に社会福祉法という法律が出来、この法律の第1条に「地域における社会福祉」として法的に初めて位置づけられました。

第4条に「地域福祉を推進する者」として地域住民や社会福祉を目的とする事業を経営する者となります。

地域づくりはマニュアルどおりにはならない

意識調査からも解るように、居住年数が長い地域は、助け合いが進んでいますが、新しい事を始めにくい地域とも言えます。

居住年数が短い地域は、お互い隣近所のことも把握していない人が多く、「税金を払っているのに行政がやつてくれないのか」という考え方の人も多い。

居住年数が長くなると地域に対する考え方を変わってくると思いますが、地域計画の中に具体的に「助け合い」をあらわし、理解を求め、協力的な姿勢が出てくると言えます。

地域福祉の理念は、
「共に生きる社会づくり」
「ノーマライゼーション」
(ノーマル:正常な)

誰もが当たり前に暮らしていくける社会を目指すこと

(ゼーシヨン:考え方)

どのような地域社会を作っていくかを考える時に、この目標を大切にして目指さなくてはいけません。

例えば、高齢者問題では「高齢者自ら認知症の学習をする」、防災防犯の課題では「地域のコミュニティの環境を整えていく」など地域には色々な問題が沢山あると思います。

地域の問題に無関心になるではなく、問題を知ることで改善のアイデアを聞いてみる等、情報交換をしていく中で共に行動していくきっかけづくりも必要です。

ワークショップの中でもいろんな意見が出され、まちを変えていく活動がなされていくと思いますが、まちをえていくこうとする人たちや社会に参加していくこうとする人たちが多い地域は、まちがいきいきしてきます。

今回の調査で小都市は、「福祉は行政と協力しながら地域で支えあうべき」という意識が高いという結果小都市の市民意識調査から、福社に关心があるかということからみると関心あり75%とかなり高い。今までなかつたような事を企画し、情報を得、価値観を変えていくことで、地域が変わっていくことを期待できます。

地域福祉計画～市民意識調査結果～／特集

市民意識調査結果（抜粋）

調査地域：小郡市全域

調査期間：平成25年10月22日から11月7日

調査対象者：小郡市在住の満20歳以上

2,000名を無作為抽出

調査方法：郵送による配布・回収

回 収 率：55.7%

回 収 数：1,113

【小郡・大原・東野小学校区】
A 地区

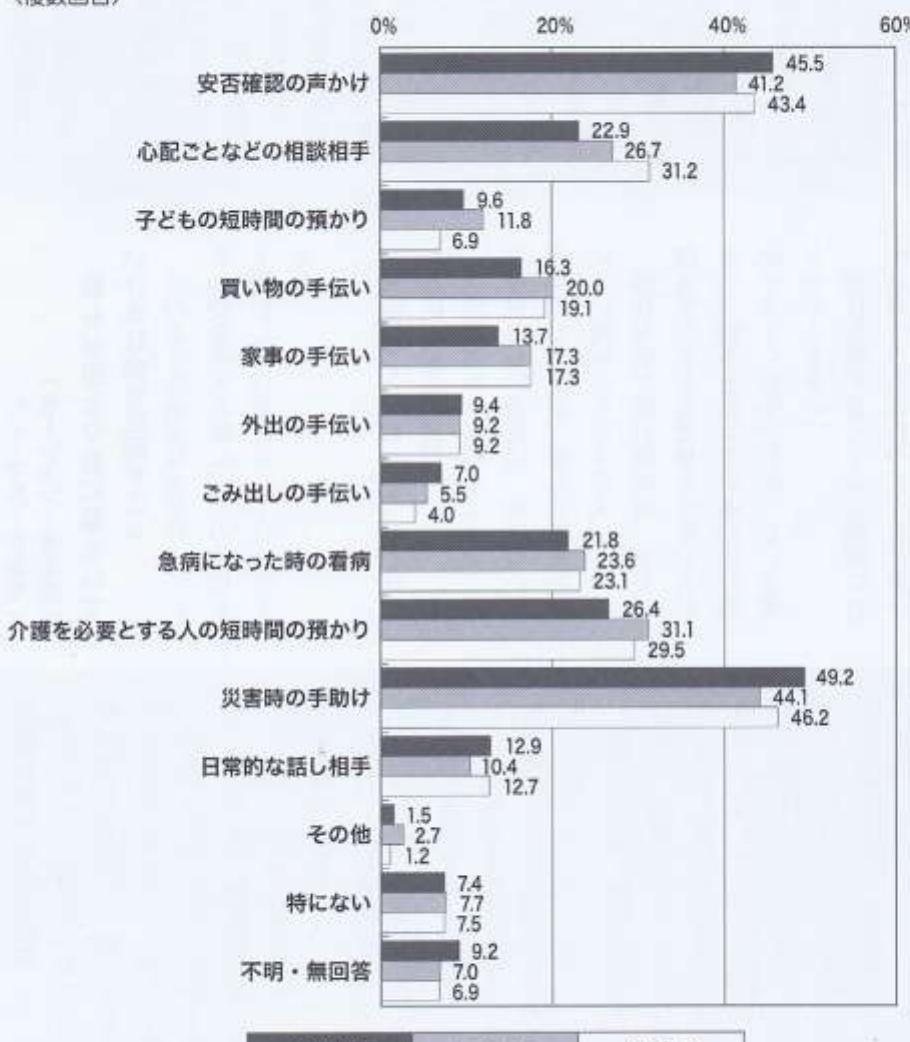
【三国・のぞみが丘小学校区】
B 地区

【立石・御原・味坂小学校区】
C 地区

【地域の人たちとの助け合い、支え合いについて】

あなたやご家族に助けが必要になった時、どのような支援をしてほしいと思いますか。

〈複数回答〉



A 地区

B 地区

C 地区

特集／地域福祉計画

小郡市役所福祉課地域福祉係 係長 天野正治さんに聞く



かしつつ、公的なサービスだけでは解決できない福祉の問題を地域社会の力を活かし解決していく、というのがこの計画の目的です。

地域福祉計画はなぜ必要?

近年よく言われますように、個人の価値観や生活様式の多様化などによって、従来の地縁関係が失われつつあり、地域での人と人とのつながりの希薄化や一人暮らし高齢者の増加などで家族規模が縮小化し、それに伴う家族機能の弱体化が指摘されています。

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域での支え合い、助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進していくことを目的に策定されるものです。

この計画は、簡単に言えば「市民のだれもが安心して幸せに暮らすことができる地域社会をつくっていくための計画」です。

地域福祉計画の目的は?

地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが、行政機関と一緒に、それぞれの役割や特性を活用して、さまざまな課題が増加しています。その一方で、社会福祉に関する施策が盛んになり、ボランティアやNPO法人など活発化し、新たな地域社会をつくりだす動きも各地で検討実施されています。

こうした社会状況の中で、福祉

地域福祉計画とは、どのような計画ですか?

地域福祉計画とは、社会福祉

地域福祉計画策定にあたり市民の意識調査がありました。どのような調査だったのですか?

地域福祉に関する意識の現状や地域での課題について、市民の皆様の考え方を広くお聞きし、全体的な傾向を把握するため、200人を対象に実施しました。

また、市民意識調査とは別に、高齢、障害、子育ての各分野で活躍されている専門職やボランティア団体、支援を必要とする当事者の方を対象に各分野での地域における課題、ご意見をお聞きする調査も実施しています。

今後の予定をお伺いします

市民意識調査やワークショップの成果を分析し、市と社会福祉協議会などで構成するプロジェクト会議を中心に、市民公募や有識者からなる委員会のご意見をお聞きしながら、小郡市の実情に適した地域福祉計画を策定していく予定です。

平成26年度中に検討を進め、平成27年度から計画の実施をスタートする予定です。

行政は極めて重要な要素となり、また、地域住民の自主的な助け合いの意義も益々大きくなっています。そのような状況下で「地域福祉計画」策定の必要性がでてきます。

地域福祉計画策定にあたり市民の意識調査がありました。どのような調査だったのですか?

市民の皆様の生の声をお聞きし、より関心を持ってもらえばと思いま開催しました。講演とグループワークの2回を行いましたが、各回とも約60名もの参加をいたしました。

日常生活の中で感じる福祉課題や、その解決に向けたアイデア、地域での実例など、様々なご意見をお聞きすることができました。

地域で福祉活動を行っている方や地域活動に関心をお持ちの方に集まっていたとき、地域活動や近所づきあいなど、身近な課題をテーマに意見交換を行ってもらいました。

「地域福祉計画」から「地域福祉活動計画」の策定へ

小都市がつくる地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である住民のみさんに参加をいただき、地域の中で支援を必要とする方の生活上の解決すべき課題や現状を明らかにし、地域福祉支援に関する3つの目的

- ①お互いの人権を尊重しどもに支え合う地域づくり
- ②福祉を担う人づくり
- ③サービスの提供と利用が円滑・適正に行われること

を計画的に整備することを内容とする行政計画です。



地域福祉活動計画は、小都市地域福祉計画で定めた目標を実現するために、地域の方々が主体的に取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定める計画です。

もちろん、住民の主体的な取り組みを進めるためには、意識を高めていくことも含めて、行政がどのような条件整備や支援を行っていくかということも不可欠です。単に住民だけが考えるのではなく、行政と協働で策定する計画となります。

小都市社会福祉協議会では、平成26年度から地域福祉活動計画の策定を進めています。

◆他市計画の具体的内容例◆

【課題】地域の中で、子育て家族や高齢者世帯、障害のある人、悩みや問題を抱えた人が孤立しない為に、地域の見守り体制の構築について

自分や家族に出来ること

- 積極的にあいさつや声かけをするなど普段からコミュニケーションをとる
- みんながお互いに気付きあう気持ちや『ありがとう』の気持ちを持ちます
- 地域の活動や行事に積極的に参加します

地域の中で取り組むこと

- 福祉員や民生委員・児童委員等の連携により、一人暮らし高齢者世帯を定期的に訪問する
- 支援が必要な人の居場所を把握するため、見守りマップを作成します
- 福祉委員等の支援者を確保します。
- 地域の見守り体制について話し合いの場を設けます

社会福祉協議会が取り組むこと

- 見守り体制の強化について関係団体と連携し支援を行います
- 見守りマップ作成の支援を行います
- 福祉委員制度の機能を充実するため研修を行います

行政が取り組むこと

- 見守り体制の構築・強化に向けて関係団体を支援します
- 見守り体制に関する情報の提供や啓発活動を進めます
- 区長・民生委員児童委員・福祉委員等の役割について住民に周知し、活動への理解を求めます

平成26年度

小都市社会福祉協議会

賛助会員 加入をお願い致します

福祉のまちづくりを進めるための自主財源の確保・補強を図るという意味と一人ひとりが自らの地域福祉活動として受け止めさせていただき、「参加・参画」していくという2つの意義をもち合わせています。

皆様から賛同いただきました会費は、主に次の事業等に有効活用させていただきます。

- ふれあいネットワーク活動

- 車いす対応車両の貸出し

- 障害児支援活動

- 市内の福祉学習・車いす等の貸出し

- 広報紙「社協だより」発行

福祉のまちづくりにご賛同いただき、
団体・個人でのご加入をお願い致します。

- ◆ 団体会員一口 五千円

- ◆ 個人会員一口 千円

※何口でも加入いただけます

25年度賛助会員ご加入、
ありがとうございます。
(2月28日現在)

【個人会員】

酒井 修二

大中 重之

野田 泰幸

井上 一成

岩橋 都香佐

野瀬 廣見

【団体会員】

小都市役所部課長会

(順不同敬称略)

皆様の温かいご協力を賜り、987万3347円の募金の成果を得ることができました。ご協力いただきました募金は、26年度の福祉事業に活用させていただきます。ありがとうございました。

平成
25年度

赤い羽根共同募金運動

ご協力ありがとうございました



H25年度 共同募金活動報告

募金種別	募金額
街頭募金	98,486円
あすでらすフェスタ	11,876円
資材(バッジ等)募金 (原価450,189円込)	1,203,802円
戸別募金	6,686,050円
個別・法人募金	1,606,088円
学校募金箱	131,525円
設置募金箱	88,514円
自販機収入寄付	46,632円
預金利子	374円
合 計	9,873,347円
原価代差引きの実績計	9,423,158円

～内容をより充実し… 4月からスタート～ 「脳の健康教室」14期学習生募集中です！

プリント学習／健康運動教室／音楽教室／イベントほか
一年間を通して健康を維持するための楽しい高齢者交流事業です

介護予防の観点から、簡単な計算や音読による脳機能の維持・改善だけではなく、自宅から外出することにより人との交流等社会参加を促し、楽しくいきいきと輝ける場・交流の場として、友人を作ったり、学習サポーターとの世代間交流の場となっています。

平成26年度は、あすてらすヘルスプロモーションの協力による健康についてのプログラムや音楽教室、地域理解のための活動などを加え、より楽しく学べる場づくりを予定しています。

- ◆場 所：あすてらす 会議室2
- ◆日 時：毎週金曜日 10時～11時（4月から1年間）
- ◆対 象：自分で教室に通える65歳以上の方
- ◆費 用：月2,000円（教材費、諸経費などを含む）
- ◆定 員：30名程度
- ◆締 切 り：3月31日まで ※定員になり次第締め切ります
- ◆主 催：小郡市社会福祉協議会 ボランティア明日葉
- ◆申込み・問合せ：小郡市社会福祉協議会 ☎ 73-1120



(数字板を使った学習)

平成26年度のタイムケア利用者を募集します

タイムケアは、障がい児の放課後や長期休暇中の居場所づくりを目的とするものです。

学校でも、家庭でもない場所と時間の中でボランティアとの交流や色々な体験を通して、日頃と違った表情の発見や成長につながればと週に一回行っています。

- ◆場 所：あすてらす 会議室2（第4水曜日は人権教育啓発センター）
- ◆日 時：毎週水曜日 15時～18時（長期休暇中 10時～16時）
- ◆対 象：小郡市在住の障がいのある小・中・高校生 ※登録制です
- ◆費 用：1回の利用につき500円（長期休暇中 1,000円）
- ◆定 員：10人程度
- ◆締 切 り：3月31日
- ◆送 迎：迎えについては、必要に応じ実施
- ◆申込み・問合せ：小郡市社会福祉協議会 ☎ 73-1120
ボランティア情報センター ☎ 73-1131



登録ボランティア
募集中です



毎週水曜日の午後3時から6時までの3時間を障がいのある子ども達と一緒に過ごしていただく高校生以上のボランティアスタッフを募集しています。ご都合のよい日だけでもかまいません。申込みは隨時受付けていますので、ご連絡をお待ちしています。

ボランティア情報センター ☎ 73-1131

平成26年度 講座受講生募集!!

手話奉仕員養成講座

手話を一緒に学んでみませんか?

【日 時】4月10日～12月25日（毎週木曜日）全37回

※・4月10日～6月12日：18時30分～21時30分・6月19日～12月25日：19時30分～21時

【会 場】あすてらす 会議室3他

【対 象 者】小学4年生以上の市内在住者または市内勤務する人で、講座終了後にボランティア活動に参加できる方

【定 員】30名（定員になり次第締切）

【受 講 料】3,300円程度（テキスト・DVD代含む）

【修了資格】全講座の70%以上出席すること

【申込問合せ先】小郡市役所 福祉課 障害者福祉係

☎ (72)2111 (内線446)
FAX (73)25555



点字講習会

点字を習得し、一緒に点訳ボランティア活動をしてみませんか?

【日 時】5月14日～7月16日（毎週水曜日）10時～12時

【会 場】あすてらす ボランティア活動室

【対 象 者】講座終了後、ボランティア活動に
参加できる方

【受 講 料】650円（テキスト代）
【申込締切】4月18日（金）
【申込問合せ先】ボランティア情報センター

☎ / FAX (73)1131



じよいわーく 絵画作品入選！

第8回[NHK福岡ハートパーク]展にじよいわーくから5名が入選。入選作品は、大型フラッグにして大濠公園に展示されました。（H26.10.19～11.17の間展示）

また、きょうされんグッズデザインコンクールでは、じよいわーくで活動する柳さんがカレンダー部門に入選しました。柳さんの作品は、平成27年のきょうされん駄掛けカレンダーに掲載される予定です。

今からカレンダーの出来上がりをみんなで楽しむにしています。

じよいわーくでは、作業の合間をみて絵画や張り絵、手芸作品の作成に取組んでいます。自分の思いを込めながら集中して作品を仕上げる毎に良い作品に仕上がり、入選作品もふえてきました。

これからも楽しみながら制作に取組んでいきます。

小郡市障害者地域活動支援センター「じよいわーく」
小郡市小郡1510-1 ☎73-0293



高齢者の交通事故の発生!!

《小郡警察署 交通事故速報》

2月15日 小郡市で死亡事故が発生！

平成25年中の交通事故死者数**145人**
うち、**81人（約56%）**が高齢者!!

歩行中の交通事故で亡くなられた方は69人。
うち、50人（約73%）が高齢者!!

高齢歩行者の
ここが危険！



①車の速度や距離の見誤り

②車のかげや直前・直後の横断

③信号を無視して横断

④夜、目立たない服装での外出

普段から明るい服の着用や反射材の活用を心掛けて、運転者から目立つようにしましょう！



ウエルフア通信

カシヤ
カシヤ!

写真を撮る

名カメラマンになりきる!

友達や家族との思い出に写真を撮る機会が多い3月・4月の季節です。また、デジタルカメラの普及で写真撮影が手軽にできるようになりました。

初心者カメラマンは、どんなところに気をつけて撮影すると素敵な写真が撮れるのでしょうか。

どんな写真を撮りたいか、
どんなふうに撮りたいかと
「撮る時の心の思い」を込めて撮影すると、初心者カメラマンでもすてきな写真を残すことができます。

レッスンアドバイザー
隈 哲朗



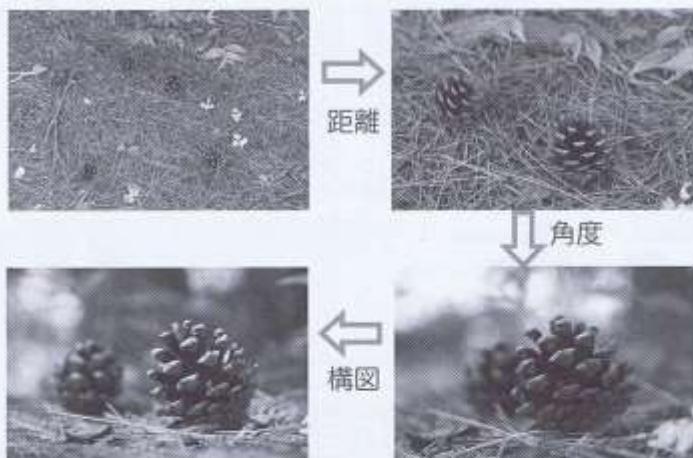
ビギナーレッスン

①手ブレしない構え方



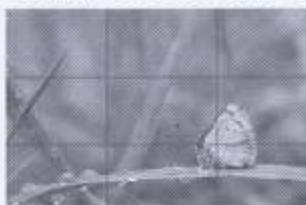
②距離や角度を考える

距離や角度を変えると同じものでも印象が違う。



③構図の決め方

「三分割法」でバランスの良い写真



- 画面の縦横を均等に分割した2本のライン上、または交点にメイン被写体を配置する。
- クローズアップは、目立つ部分をライン、交点に置くとポイントとなる。
- 被写体が向いている方向に「間」をあける。

問合せ

小郡市社会福祉協議会
☎ 73-1120

賃金

時給
（土・日・祝日）1,100円／時間

資格

課程以上の修了者
准・正看護師の資格を持つ方

内容

高齢者・障害者の
ホームヘルプサービス

*可能な方
*その他諸手当あり
*労災加入

ホームヘルパー募集
随時受付しております

窓口設置の募金箱

（2月28日現在）

募金総額 375万9650円

東日本大震災義援金
ありがとうございます

●第18回 健康ヨガ教室（2月9日分）
皆様からお預かりしました義援金は、中央共同募金会を通して復興支援活動に活用されています。今後も温かいご支援よろしくお願ひいたします。
※次回の健康ヨガ教室の開催
4月13日（日）10時30分～
あすてらす 多目的ホール

あなたの悩みを心配ごと相談へ

相談事業は、心配ごと・困ったこと等、住民の生活に関わる様々な問題を気軽に相談できる窓口です。

- ◆場 所 小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」1F相談室
- ◆日 時 毎週木曜日 午後1時～4時
- ◆体 制 心配ごと相談（第1、3、5木曜日）は、相談員2名で対応します。
弁護士相談（第2、4木曜日）は、弁護士1名と相談員2名が同席し対応します。
相談日が祝日の場合は翌日に行います。詳細は社会福祉協議会窓口でお尋ねください。
- ◆お願ひ 弁護士相談の申込みは下記の日程表の通りです。
電話【73-1120】による受付予約制、先着6名まで受付。希望者が多く相談をお受けすることができない場合があります。※来所による受付は行っておりません。



3月の相談日程		4月の相談日程		5月の相談日程	
6日	心配ごと相談	3日	心配ごと相談	1日	心配ごと相談
13日	弁護士相談 *予約日: 3/6(木)午前9時～	10日	弁護士相談 *予約日: 4/3(木)午前9時～	8日	弁護士相談 *予約日: 5/1(木)午前9時～
20日	心配ごと相談	17日	心配ごと相談	15日	心配ごと相談
27日	弁護士相談 *予約日: 3/20(木)午前9時～	24日	弁護士相談 *予約日: 4/17(木)午前9時～	22日	弁護士相談 *予約日: 5/15(木)午前9時～
				29日	心配ごと相談

寄附による社会貢献活動にご参加ください

*「香典返し寄附」

香典額の半額程度の品物をお返しするのが一般的ですが、そこで品物を贈る相当額もしくは一部を社会貢献活動として寄附。

*「一般寄附」

事業所や法人団体、個人またはサークルやグループ活動、ボランティア活動を通じて社会貢献活動参加を意図する寄附。お祝い事や記念行事に伴う返礼の一部を社会貢献活動として寄附。

*「物品寄附」

事業所や法人団体、個人等より福祉車両や車椅子、福祉学習用具、福祉レクリエーション用具など福祉活動に使途目的の物品寄附。

お寄せいただいたご寄附は、「小郡市の福祉活動向上」に活用させていただいております。皆さまの寄附による社会貢献活動へのご参加をお待ちしています。

寄附に関する問合わせ

小郡市社会福祉協議会

☎ 73-1120

○ 3月28日(金) ○ 4月10日(土) ○ 5月10日(土)		○ 4月8日(火) ○ 5月10日(土)
問合せ	【あすてらす】 藤井税理士事務所	時 ○○○ 間 13時～16時

○○○ 時 6月10日(火) 間 13時～16時		時 ○○○ 間 6月10日(火) 間 13時～16時
※予約優先 お一人30分程度	【あすてらす】 藤井税理士事務所	時 ○○○ 間 6月10日(火) 間 13時～16時

税金に関する無料相談会

社会福祉へご寄附ありがとうございました

次の方々から温かいご寄附をいただきました。
この寄附金は、市内の福祉向上のために大切に使わせていただきます。

(平成26年1月6日～3月5日)

● 香典返し寄附(順不同)

故人となられた方のご冥福を心からお祈り申し上げます。

交通事故に関する無料相談

匿名	一般寄附	上西区 廣瀬 崇様	三沢区 高木 広子様(故夫裕昭様)	中央1区 久保山峰子様(故夫昭光様)	新町区 石橋 和美様(故母マサヲ様)
匿名	・みちくさ映画鑑賞会様				
3件	・上西区 廣瀬 崇様				

